令 和 5 年

第 3 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令 和 5 年 第 3 回 定 例 教 育 委 員 会 日 程

日　　時　　令和５年３月２４日（金）　午後２時から

場　　所　　教　育　委　員　会　大　会　議　室

日程第１　　会議録署名委員の指名

中村　通宏

日程第２　　議　　案

議案第１号　我孫子市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について　（総務課）

議案第２号　我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について　（総務課）

議案第３号　我孫子市教育委員会文書管理規程の全部を改正する訓令の制定について　（総務課）

議案第４号　我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（総務課）

議案第５号　我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の制定について（総務課）

議案第６号　我孫子市教育委員会職員の再任用に関する規則の全部を改正する規則の制定について　（総務課）

議案第７号　我孫子市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則の制定について　（総務課）

議案第８号　我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓令の制定について　（指導課）

議案第９号　我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について　（学校教育課）

議案第10号　我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について　（生涯学習課）

議案第11号　我孫子市鳥の博物館展示リニューアル検討委員会設置要綱の制定について　（鳥の博物館）

議案第12号　我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について　（文化・スポーツ課）

議案第13号　我孫子市立小学校プールの市民開放と管理に関する規則を廃止する規則の制定について　（文化・スポーツ課）

議案第14号　我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について　（生涯学習課）

日程第３　諸　報　告

日程第４　議　案

議案第15号　我孫子市教育委員会人事異動について　（総務課）

目　　　次

議案第１号　我孫子市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について　・・・・　1

議案第２号　我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について　・・・・　3

議案第３号　我孫子市教育委員会文書管理規程の全部を改正する訓令の制定について　・・・・　7

議案第４号　我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について　・・・・　１２

議案第５号　我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の制定について　・・・・　１４

議案第６号　我孫子市教育委員会職員の再任用に関する規則の全部を改正する規則の制定について　・・・・　１６

議案第７号　我孫子市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則の制定について　・・・・　１８

議案第８号　我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓令の制定について　・・・・　２０

議案第９号　我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について　・・・・　２２

議案第10号　我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について　・・・・　２４

議案第11号　我孫子市鳥の博物館展示リニューアル検討委員会設置要綱の制定について　・・・・　２６

議案第12号　我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について　・・・・　２９

議案第13号　我孫子市立小学校プールの市民開放と管理に関する規則を廃止する規則の制定について　・・・・　３２

議案第14号　我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について　・・・・　３４

議案第15号　我孫子市教育委員会人事異動について　・・・・　３６
（別冊・当日配布）

議案第１号

我孫子市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和５年３月２４日提出

我孫子市教育委員会
教育長　丸　　智　彦

提案理由

今後の非常時への対応として、教育委員会の会議において、オンライン会議システムの活用を推進する必要があることから、新たにオンラインによる方法での教育委員の出席を規定するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会会議規則（昭和５４年教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（オンラインによる方法での出席） 第６条の２　委員は、教育長が必要と認めたときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で会議に出席することができる。ただし、第14条第２項に規定する秘密会は、この限りではない。 ２　前項に定めるもののほか、オンラインによる方法で会議に出席することに関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。	

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

議案第２号

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和５年３月２４日提出

我孫子市教育委員会
教育長　丸　　智　彦

提案理由

我孫子市職務権限規程の改正に伴い、契約締結に係る事務の効率化を図れるように市長事務部局（契約担当課長）合議を廃止するとともに、工事又は製造の請負契約についての市長事務部局（契約担当部長）合議を１，０００万円以上の実施伺に改正するほか、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令

我孫子市教育委員会職務権限規程（平成元年教育委員会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr>
<td>
別表第１（第24条関係）共通専決事項
(1)の表及び(2)の表　略
(3)　契約関係
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">専決事項</th><th colspan="3">専決区分</th><th rowspan="2">備考及び合議先</th></tr>
<tr><th>教育長</th><th>部長</th><th>課長</th></tr>
<tr><td rowspan="2">契約の内容</td><td>工事又は製造の請負</td><td></td><td>1,000万円未満</td><td></td><td>1,000万円以上の実施伺は市長事務部局（契約担当部長）</td></tr>
<tr><td>財産の買入れ</td><td></td><td>500万円</td><td></td><td>500万円以上の</td></tr>
</table>
</td>
<td>
別表第１（第24条関係）共通専決事項
(1)の表及び(2)の表　略
(3)　契約関係
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">専決事項</th><th colspan="3">専決区分</th><th rowspan="2">備考及び合議先</th></tr>
<tr><th>教育長</th><th>部長</th><th>課長</th></tr>
<tr><td rowspan="2">契約内容</td><td>工事又は製造の請負</td><td></td><td>1,000万円未満</td><td></td><td>130万円を超える実施伺いは市長事務部局（契約担当課長）</td></tr>
<tr><td>財産の買入れ</td><td></td><td>500万円</td><td></td><td>80万円を超え</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

				未満		**実施伺**は市長事務部局（**契約担当部長**）
		物件の借入れ				
		上記以外				

				未満		**る実施伺い**は市長事務部局（**契約担当課長**）
		物件の借入れ				**40万円を超える実施伺いは市長事務部局（契約担当課長）**
		上記以外				**50万円を超える実施伺いは**

設計変更 期間変更		**実施伺**と同様。ただし、契約金額に変更があるときの決裁区分は、契約金額が減額するときは変更前の決裁区分とし、増額するときはその総額の決裁区分とする。			

（注） 1　専決事項の対象となる事務とは、**予算執行伺、実施伺及び契約締結伺**の決裁、指名業者の決定**並びに**予定価格の決定とする。

2　略

					市長事務部局（契約担当課長）
上記すべての契約について	**500万円以上の実施伺いは、市長事務部局（契約担当部長）合議とする。**				
設計変更 期間変更	**実施伺い**と同様。ただし、契約金額に変更があるときの決裁区分は、契約金額が減額するときは変更前の決裁区分とし、増額するときはその総額の決裁区分とする。				

1　専決事項の対象となる事務とは、**実施伺い**の決裁、指名業者の決定**、及び**予定価格の決定とする。

2　略

附　則

この訓令は、公示の日から施行する。

議案第３号

我孫子市教育委員会文書管理規程の全部を改正する訓令の制定について

我孫子市教育委員会文書管理規程の全部を改正する訓令を次のように制定する。

令和５年３月２４日提出

我孫子市教育委員会
教育長　丸　　智　彦

提案理由

教育委員会事務局の文書の取扱いについては、市長事務部局の我孫子市文書管理規程に準じていることから、同規程を準用することにより、文書の取扱いに関する例規改正事務の効率化を図れるように教育委員会文書管理規程の全部改正を行うため、提案するものです。

我孫子市教育委員会文書管理規程

我孫子市教育委員会文書管理規程（平成７年教育委員会訓令第１号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めるもののほか、我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における文書の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（文書の取扱い）

第２条　教育委員会の文書の取扱いは、我孫子市文書管理規程（平成７年訓令第３号）の例による。

２　文書責任者は、我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第２号）第１０条に規定する課並びに同規則第１３条第１号に規定する公民館、同条第２号に規定する図書館、同条第３号に規定する鳥の博物館及び同条第６号に規定する教育相談センターの長をもって充てる。

３　令達文書の種別のうち、法規文書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１５条第１項の規定により制定された規則とする。

４　文書記号は、別表第１に定めるとおりとする。

５　教育委員会から教育委員会以外の団体又は個人に伝達する文書の発信者名は、別表第２に定める名義を用いる。

６　文書を保存する期間は、別表第３に定める基準により、文書責任者が定めるものとする。

別表第１（第２条第４項関係）

部名	課名	文書記号
教育総務部	総務課	教総
	学校教育課	教学

	指導課	教指
	教育相談センター	教セ
生涯学習部	生涯学習課	生生
	文化・スポーツ課	生文
	鳥の博物館	生鳥
	図書館	生図

別表第２（第２条第５項関係）

名義	事項
教育委員会	○　辞令（教育長に委任したものを除く。） ○　附属機関委員の委嘱 ○　県費負担職員の内申 ○　教育功労者に対する表彰 ○　前記以外の文書で教育委員会の権限に属するもの
教育長	○　規則の公布並びに訓令及び告示の公示 ○　教育委員会会議における委員の招集 ○　教育委員会会議開催の告示 ○　教育委員会会議で議決した事件を教育委員会（学校を含む。）以外の団体又は個人に通知し、又は報告等をすること（市長に対する申出等を含む。） ○　議案 ○　達及び指令 ○　契約書、協定書、覚書等（他に指定されたものを除く。） ○　辞令及び委嘱（教育長の権限に属するものに限る。） ○　官公署及び私人に対する照会、回答、通知、申請、依頼、報告その他これらに準ずる文書 ○　附属機関及びこれらに準ずる機関に対する諮問等 ○　校長に対する特に重要な文書

	○　前記以外の文書で教育長の権限に属するもの（発信者等から別に名義を指定されたものを除く。）

別表第３（第２条第６項関係）

保存期間	設定基準
永年	1　規則、訓令、告示その他例証となるべき文書の制定改廃及び解釈運用に関する文書 2　教育委員会会議に関する重要文書 3　教育行政の総合的な計画に関する文書 4　叙位、叙勲及びほう賞に関する文書 5　職員の任免、賞罰等人事に関する重要文書 6　附属機関の委員の委嘱に関する文書 7　教育財産、予算、決算等財務に関する重要文書 8　教育行政の沿革に関する重要文書 9　争訟に関する文書 10　特別職の事務引継ぎに関する文書 11　法令に基づく統計資料 12　法律関係が10年を超える契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書 13　原簿、台帳、帳簿等で特に重要なもの 14　その他11年以上保存する必要がある文書
10年	1　事業の計画及び実施に関する文書で重要なもの 2　諮問、答申等に関する文書で重要なもの 3　法律関係が５年を超える契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書 4　その他10年間保存する必要がある文書
５年	1　事業の計画及び実施に関する文書 2　請願、陳情、要望等に関する文書

	3　契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書 4　管理職の事務引継ぎに関する文書 5　その他５年間保存する必要がある文書
３年	1　通知、申請、届出、報告、進達等の文書 2　その他３年間保存する必要がある文書
１年	1　通知、報告、回答等の文書で特に軽易なもの

備考　保存期間に関し、法令等に特別の定めがある文書については、当該法令等に定める保存期間とする。

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

議案第４号

我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和５年３月２４日提出

我孫子市教育委員会
教育長　丸　　智　彦

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正及び我孫子市個人情報保護法施行条例の制定に伴い、我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報保護条例施行規則の根拠法令を改正するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報保護条例施行規則（平成１６年教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
我孫子市教育委員会の所管に係る個人情報保護法等施行規則 我孫子市教育委員会が管理する個人情報に係る**個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び我孫子市個人情報保護法施行条例（令和４年条例第22号）**の施行については、**我孫子市個人情報保護法等施行規則（令和５年規則第２号）**の例による。	**我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報保護条例施行規則** 我孫子市教育委員会が管理する個人情報に係る**我孫子市個人情報保護条例（平成16年条例第５号）**の施行については、**我孫子市個人情報保護条例施行規則（平成16年規則第26号）**の例による。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

議案第５号

我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の制定について

我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を次のように制定する。

令和５年３月２４日提出

我孫子市教育委員会
教育長　丸　　智　彦

提案理由

個人情報の保護に関する法律第６６条第１項の規定により、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるため、我孫子市情報セキュリティポリシーに定めるもののほか、我孫子市教育委員会が管理する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を制定するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６６条第１項の規定により、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるため、我孫子市情報セキュリティポリシーに定めるもののほか、我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する個人情報の適切な管理のための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人情報の適切な管理のための措置）

第２条　教育委員会が管理する個人情報の適切な管理のための措置は、我孫子市個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（令和５年訓令第６号）の例による。

２　総括保護責任者は、教育長をもって充てる。

３　保護責任者は、保有個人情報を取り扱う部（我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年規則第２号。以下「規則」という。）第１０条第１項に規定する部をいう。）に１人を置き、当該部の長にある者をもって充てる。

４　保護管理者は、保有個人情報を取り扱う課等（規則第１０条に規定する課並びに第１３条第２号、第３号及び第６号に規定する教育機関をいう。以下同じ。）に１人を置き、当該課等の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

５　保護担当者は、保有個人情報を取り扱う課等に業務の種類等に応じて１人以上置き、当該課等の保護管理者が指定する。

６　監査責任者は、教育総務部長をもって充てる。

７　前項の規定にかかわらず、教育総務部が所管する事務に係る監査にあっては、生涯学習部長を監査責任者とする。

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

議案第６号

我孫子市教育委員会職員の再任用に関する規則の全部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会職員の再任用に関する規則の全部を改正する規則を次のように制定する。

令和５年３月２４日提出

我孫子市教育委員会
教育長　丸　　智　彦

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるに当たり、我孫子市職員の再任用に関する条例及び我孫子市職員の再任用に関する条例施行規則が廃止され、我孫子市職員の定年等に関する条例施行規則及び我孫子市職員の暫定再任用に関する規則が新たに制定されることから、教育委員会が行う職員の再任用に関する規則を全部改正するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会職員の定年前再任用及び暫定再任用に関する規則

我孫子市教育委員会職員の再任用に関する規則（平成２６年教育委員会規則第５号）の全部を改正する。

教育委員会が行う職員の定年前再任用及び暫定再任用に係る我孫子市職員の定年等に関する条例（昭和５９年条例第２６号）の施行については、別に定めるもののほか、我孫子市職員の定年等に関する条例施行規則（令和５年規則第２９号）及び我孫子市職員の暫定再任用に関する規則（令和５年規則第３０号）の例による。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

議案第７号

我孫子市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和５年３月２４日提出

我孫子市教育委員会
教育長　丸　　智　彦

提案理由

我孫子市押印義務付け見直し方針に基づき、市民等の利便性の向上を図るため、我孫子市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則において、届出者、申請者、主宰者及び請求者の押印を求めるものについては押印不要として様式を改正するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

様式中「㊞」を削る。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

議案第８号

我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓令の制定について

我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和５年３月２４日提出

我孫子市教育委員会
教育長　丸　　智　彦

提案理由
個人情報の保護に関する法律の一部改正及び我孫子市個人情報保護法施行条例の制定に伴い、我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程の個人情報保護について根拠法令を改正するため、提案するものです。

我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓令

我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程（平成２６年教育委員会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（個人情報の保護） 第10条　略 (1)から(2)まで　略 ２　前項に定めるもののほか、個人情報の保護については、**個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに我孫子市個人情報保護法施行条例（令和４年条例第22号）**及び**我孫子市教育委員会の所管に係る個人情報保護法等施行規則（令和５年我孫子市教育委員会規則第３号）**の規定に基づき行うものとする。	（個人情報の保護） 第10条　略 (1)から(2)まで　略 ２　前項に定めるもののほか、個人情報の保護については、**我孫子市個人情報保護条例（平成16年条例第５号）**及び**我孫子市教育委員会の所管に係る我孫子市個人情報保護条例施行規則（平成16年我孫子市教育委員会規則第７号）**の規定に基づき行うものとする。

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

議案第９号

我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和５年３月２４日提出

我孫子市教育委員会
教育長　丸　　智　彦

提案理由

我孫子市押印義務付け見直し方針に基づき、市民等の利便性の向上を図るため、我孫子市就学援助要綱において、保護者及び届出者の押印を求めるものについては押印不要として様式を改正するため、提案するものです。

我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示

我孫子市就学援助要綱（平成23年教育委員会告示第４号）の一部を次のように改正する。

様式第１号及び様式第４号中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、この告示による改正前の我孫子市就学援助要綱の規定に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

議案第１０号

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和５年３月２４日提出

我孫子市教育委員会
教育長　丸　　智　彦

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、我孫子市公共施設使用者登録申請書の個人情報の取扱いについて、根拠法令を改正するとともに、利用目的を明示するほか、代表者の区分と生年月日を削除するため、提案するものです。

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則

我孫子市公民館管理規則（平成４年教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中

「

ふりがな		区分	□高校生以下　□一般　□６５歳以上
氏　名		生年月日	年　　月　　日生

」を

「

ふりがな	
氏　名	

」に、

「我孫子市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「当該目的」を「我孫子市公共施設の使用のための使用者登録、帳票の発行及び予約に関する確認」に改める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

議案第１１号

我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画検討委員会設置要綱の制定について

我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画検討委員会設置要綱を次のように制定にする。

令和５年３月２４日提出

我孫子市教育委員会
教育長　丸　　智　彦

提案理由

我孫子市鳥の博物館の展示、施設設備等の更新をすることから、適切な運営及び活用についての我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画を策定するに当たり、市民参加のもと、幅広い観点から検討するため、我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画検討委員会を設置するため、提案するものです。

我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　我孫子市鳥の博物館の展示、施設設備等の更新をすることから、適切な運営及び活用についての我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市民参加のもと、幅広い観点から検討するため、我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　委員会の任務は、次の各号に掲げる事項について検討することとする。

（１）　計画策定のための課題の整理に関すること。

（２）　その他計画の策定に関すること。

（組織）

第３条　委員会の委員（以下「委員」という。）は、１２人以内とし、次に掲げる者のうちから、我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　鳥類等の自然環境保全活動に係る団体に属する者

（３）　公募の市民

（４）　関係行政機関の職員

（５）　その他教育委員会が特に必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、計画を策定するまでの間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選により、選出する。

２　委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（報償）

第７条　委員（第３条第４号に該当する者を除く。）が会議に出席したときの報償は、１回につき３，５００円を支払うものとする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、生涯学習部鳥の博物館において処理する。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

議案第１２号

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和５年３月２４日提出

我孫子市教育委員会
教育長　丸　　智　彦

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、我孫子市公共施設使用者登録申請書の個人情報の取扱いについて、根拠法令を改正するとともに、利用目的を明示するほか、代表者の区分と生年月日を削除するため、提案するものです。

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和６１年教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中

「

ふりがな		区分	□高校生以下　□一般　□６５歳以上
氏　名		生年月日	年　月　日生

」を

「

ふりがな	
氏　名	

」に、

「我孫子市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「当該目的」を「我孫子市公共施設の使用のための使用者登録、帳票の発行及び予約に関する確認」に改める。

様式第２号中

「

フリガナ		生年月日
代表者氏名		年　月　日生

」を

「

フリガナ	
代表者氏名	

」に

改める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

議案第１３号

我孫子市立小学校プールの市民開放と管理に関する規則を廃止する規則の制定について

我孫子市立小学校プールの市民開放と管理に関する規則を廃止する規則を次のように制定する。

令和５年３月２４日提出

我孫子市教育委員会
教育長　丸　　智　彦

提案理由
これまで夏休み期間中に小学校プールを活用した市民開放を実施していましたが、プール施設の老朽化や昨今の異常気象による熱中症の危険性があることから、令和５年度より市内の屋内民間プールを活用した小中学生対象のプール開放事業に変更することに伴い、我孫子市立小学校プールの市民開放と管

理に関する規則を廃止するため、提案するものです。

我孫子市立小学校プールの市民開放と管理に関する規則を廃止する規則

我孫子市立小学校プールの市民開放と管理に関する規則（平成１４年教育委員会規則第１８号）は、廃止する。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

議案第１４号

我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和５年３月２４日提出

我孫子市教育委員会
教育長　丸　　智　彦

提案理由

組織の見直しによる令和５年度からの行政組織改編に伴い、我孫子市生涯学習推進委員会の構成課であるクリーンセンターが手賀沼課の課内室として、資源循環推進室に名称変更されるため、改正を提案するものです。

我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示

我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱（令和２年教育委員会告示第８号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（構成） 第３条　委員会は、次の表に掲げる課に属する課長又は課長補佐（相当職を含む。）及び次条第２項に規定する委員長が指名する者をもって構成する。 企画政策課　市民協働推進課　健康づくり支援課　子ども支援課　手賀沼課　都市計画課　学校教育課　指導課　文化・スポーツ課　生涯学習課　図書館	（構成） 第３条　委員会は、次の表に掲げる課に属する課長又は課長補佐（相当職を含む。）及び次条第２項に規定する委員長が指名する者をもって構成する。 企画政策課　市民協働推進課　健康づくり支援課　子ども支援課　手賀沼課　**クリーンセンター**　都市計画課　学校教育課　指導課　文化・スポーツ課　生涯学習課　図書館

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

議案第１５号

我孫子市教育委員会人事異動について

我孫子市教育委員会人事異動を別紙のとおり行うものとする。

令和５年３月２４日提出

我孫子市教育委員会
教育長　丸　　智　彦

提案理由

我孫子市教育委員会行政組織規則第４条第９号の規定に基づき、令和５年４月１日付けで人事異動を行いたく提案するものです。